

# 「自動販売機設置業者」公募仕様書

令和2年12月

## 1 公募物件

- (1) 公募物件 【別紙】公募物件一覧表のとおり
  - ア 設置可能台数を超える台数の設置はできません。
    - ※ 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり
  - イ 複数の物件に応募することも可能です。
  - ウ 契約期間中、最低1台は設置すること。
- (2) 自動販売機は、次に対応する機種とします。
  - ア ユニバーサルデザイン（障がい者や高齢者等に配慮したデザイン）であること。
  - イ ノンフロン対応機であること。
  - ウ タイマーによる電気調整が可能なものであること。（休館日や開館日の時間外等については、自動販売機の照明を消灯する。）
- (3) 販売価格は標準的な小売価格（定価）以内とします。
- (4) 以下の安全対策を実施することとします。
  - ア 「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付規準（清涼飲料自販機協議会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、本市の責めに帰する事由による場合を除き、設置業者がその責めを負う。
  - イ 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、本市の責めに帰することが明らかな場合を除き、本市はその責めを負わない。
  - ウ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (5) 自動販売機は、自動販売機設置位置図に指定した外形寸法を超えないものを設置すること。
  - ※ 設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
  - ※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
    - 設置場所等の確認については、事前に施設管理者（施設管理者とは、指定管理施設にあっては指定管理者、それ以外の施設にあっては施設所管課（以下同じ。））まで御連絡ください。
- (6) 設置にあたり、施設管理者（施設担当課及び施設指定管理者等）が施設管理上必要な指導をしたときはそれに従うこと。

## 2 貸付期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年）

ただし、貸付期間の満了前でも、福知山市が行政財産の用途又は目的のために必要が生じた場合は、自動販売機の設置等に関する契約を解除することがあります。

### 3 自動販売機設置業者が負担すべき費用

#### (1) 貸付料

物件ごとに設置業者として決定した者が見積もった価格に消費税等を加算した額をもって年間貸付料とします。

設置業者は福知山市が発行する納入通知書により、金融機関を通じて、福知山市の指定する期日までに全額納入してください。

契約解除をする場合、解除をする年度に係る貸付料については、全額納入いただき、返還しません。

※設置業者から契約解除する場合は、解除しようとする日の3か月前までに書面による申出が必要となります。

契約解除後の貸付料は、発生しません。(貸付期間 R3年度～R5年度の場合)

例1 令和3年11月3日以前に「令和4年2月3日に契約解除したい。」との申し出をした場合。

令和3年度の貸付料は返還しない。

令和4年度、5年度の貸付料は発生しない。

例2 令和4年1月5日以前に「令和4年4月5日に契約解除したい。」との申し出をした場合。

令和4年度の貸付料は返還しない。(令和4年度の貸付料は徴収する。)

令和5年度の貸付料は発生しない。

ただし、本市の都合により解除する場合は、月割計算するものとします。

#### (2) 光熱水費

設置業者の負担とし、施設管理者と精算方法等について協議の上、納入してください。

※ 原則、電力等使用料計測用子メーターの設置を条件とする。

#### (3) 自動販売機の設置にかかる費用(電気工事費用を含む。)及び、撤去時の原状回復費用、空き缶等のごみ処理費用

### 4 貸付条件

#### (1) 維持管理責任

ア 商品管理、補充、売上金回収、つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。又、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあつては、設置業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は、協定書等の写しを提出すること。ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で分別回収タイプの回収ボックスを設置し、設置業者の責任で適切に回収、処分するとともに周囲の清掃を行うこと。

ウ 自動販売機利用者のクレームに対しては、設置業者の責任において迅速に対応すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

オ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確保し地震等に対する安全措置を講ず

ること。

カ 本市の責めに帰すことが明らかな場合を除き、事故については設置業者が補償すること。

キ 本市の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故、破損事故等に関しては、設置業者がその責めを負う。

ク 設置業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧するとともに、復旧に係る経費については設置業者が負担すること。

## (2) 施設管理者との協議

設置業者は次の項目について施設管理者と協議し、施設管理者の指示に従うこと。

ア 使用済容器・ごみの回収方法について

イ 自動販売機の設置及び商品補充方法等について

ウ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について

また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について

エ メーターの検針及び光熱水費の支払方法について

オ その他、協議が必要な事項について

## (3) 不可抗力

地震、洪水、台風等の天災や火災、感染症、疫病等の不可抗力により、本契約内容の履行が不可能となったときは本市、設置業者双方その責めを負わないものとします。

また、これら不可抗力を原因として、施設を休館し設置業者の飲料販売の目的を達することができなくなったときは、設置業者の請求により休館期間に相応する貸付料を設置業者に返還します。※電気使用料については、休館期間分を考慮せず徴収します。

## (4) 貸付契約の解除

ア 福知山市又は、国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するために貸付物件を必要とするとき。

イ 設置業者が、貸付条件に違反したとき。

ウ 設置業者が本事業を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

エ 設置業者の信用が著しく失墜したと福知山市が認めるとき。

オ 設置業者が貸付料、その他必要な費用の負担義務を履行せず、福知山市の催促にも関わらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき。

カ 設置業者がその債務の履行を拒否し、又は設置業者の責めに帰すべき事由によって設置業者の債務について履行不能となった場合

キ 設置業者から解除しようとする日の3か月前までに書面により契約解除の申し出があったとき。

ク 不可抗力の発生により契約の継続が困難と判断した場合

## (5) 契約解除による違約金

ア 設置業者は、(4)各号の規定により本貸付契約を解除されたときは、福知山市に対して違約金として貸付料の10%を支払うものとする。ただし、(4)ア及び(4)クに該当する場合はこの限りではない。

イ 次に掲げるものがこの契約を解除した場合は、(4)カに該当する場合とみなす。

(ア) 設置業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(イ) 設置業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(ウ) 設置業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

ウ (5) アの規定は、福知山市に (5) アに規定する違約金の額を超える損害が生じた場合において、当該金額を超える部分の賠償を請求することを妨げるものではない。

(6) 原状回復

契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに設置業者の責任において貸付箇所を原状に回復しなければならない。

なお、原状回復に際し、設置業者は一切の補償を福知山市に請求することはできない。

(7) 売上数等の報告

設置業者は、設置した自動販売機の売上数及び売上額について、福知山市の指定する日までに福知山市に書面で報告すること。

5 設置業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置業者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産借受申込みの手続きを行わなかった場合

イ 設置業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

ウ 設置業者が本市に対して求められた報告をしない場合又は、虚偽の報告をした場合

エ その他、設置業者が本件貸付けの相手方として不相当と認められる場合

6 その他

(1) 施設利用者数や開館時間等については、「1 公募物件」に記載した施設管理者に問い合わせることができる。

(2) 令和 3 年 4 月 9 日（金）までに、貸付け物件に承認を受けた自動販売機を設置すること。

(3) 売り上げ実績等	令和元年度販売実績	屋内（北側）	153,260 円
		屋内（南側）	200,780 円
	平成 28 年度販売実績	屋外（北側）	97,020 円
		屋外（南側）	124,230 円